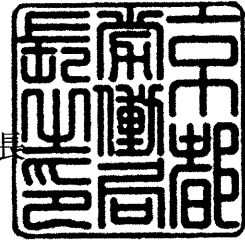


京労発基 0903 第 2 号
令和 8 年 9 月 3 日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施について（協力依頼）

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施について、改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

あわせて、政府においては、いわゆる「攻めの予防医療」を進めることによって、健康寿命の延伸を図り、社会保障の担い手の拡大に取り組むこととしています。このため、職域においても疾病の早期発見・早期治療の取組の強化を図っていく必要があります。

本年度の強化月間の重点事項等については、添付の厚生労働省通達の記のとおりですので、本月間の趣旨をご理解の上、同通達 7 ページ記載の各ホームページへのリンク及び別添 1 のリーフレット等を活用する等、貴機関・団体の会員事業場に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

※京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第 8 条第 3 項の規定に基づき、その印影を印刷としています。